

要綱改定（令和5年度8月1日施行）後の変更点

令和5（2023）年度			
助成の名称	助成額	助成要件	備考
スタート助成	20000円	申請の前年度に開始または申請年度に開始（開始予定）のサロン	助成は1回を限度とする
活動費助成	20000円	月に1回以上活動するサロン	※令和5（2023）年度より、「助成は5年が限度」部分を削除
		月に2回以上活動するサロン	
	50000円	週に1回以上活動するサロン	



令和6（2024）年度～					
助成の名称	助成額	助成要件	基準回数	返還額	備考
スタート助成	20000円	申請の前年度に開始または申請年度に開始（開始予定）のサロン		実際にかかった金額が助成額（20000円）を下回った場合生じた差額	助成は1回を限度とする
活動費助成	10000円	月に1回以上活動するサロン	年間10回	次のAまたはBのうち高い額 A実際にかかった金額が助成額を下回った場合に生じた差額または B実際に開催した回数が、基準回数に足りなかった場合、足りなかった回数×1000円で出た金額	
	20000円	月に2回以上活動するサロン	年間20回		
	30000円	月に3回以上活動するサロン	年間30回		
	50000円	週に1回以上活動するサロン	年間40回		

※令和5（2023）年度より、5年の助成限度を撤廃します

※令和6（2024）年度より、①スタート助成金が余った場合②活動費助成金が余った場合または実績回数が基準回数を下回った場合、差額等助成金の返還が発生します